平成30年第5回若狭町議会定例会会議録(第1号)

平成30年12月4日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員(14名)

1番	藤	本	武	士	君		2番	熊	谷	勘	信	君
3番	渡	辺	英	朗	君		4番	島	津	秀	樹	君
5番	辻	岡	正	和	君		6番	坂	本		豊	君
7番	今	井	富	雄	君		8番	原	田	進	男	君
9番	北	原	武	道	君	1	0番	福	谷		洋	君
11番	清	水	利	_	君	1	2番	小	堀	信	昭	君
13番	小	林	和	弘	君	1	4番	松	本	孝	雄	君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 森下 裕 副町長 中村良隆 教育 長 玉 井 喜 廣 総務課長 谷口 壽 会計課長 森 川 克 己 総合戦略課長 泉原 功 税務住民課長 松 宮 登志次 環境安全課長 木 下 忠 幸 福祉課長 保健医療課長 斉 深水 滋 藤本 建設水道課長 岡本隆司 農林水産課長 岸 本 晃 浩 パレア文化課長 山口 勉 歴史文化課長 永 江 寿 夫 教育委員会 三 宅 宗 左 事務局長

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第74号 若狭町使用料条例の全部改正について

日程第 4 議案第75号 若狭町職員の自己啓発等休業に関する条例及び若狭町水 道法施行条例の一部改正について

日程第 5 議案第76号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

いて 議案第78号 若狭町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を 日程第 7 定める条例の一部改正について 日程第 8 議案第79号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正 について 日程第 9 議案第80号 若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規 約の変更について 日程第10 議案第81号 若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃 止について 議案第82号 第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策定につ 日程第11 いて 日程第12 議案第83号 平成30年度若狭町一般会計補正予算(第5号) 日程第13 議案第84号 平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第 2号) 日程第14 議案第85号 平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) 日程第15 議案第86号 平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2 号) 日程第16 議案第87号 平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第2 무) 議案第88号 平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正 日程第17 予算(第2号) 日程第18 議案第89号 平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) 日程第19 議案第90号 平成30年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号) 日程第20 議案第91号 若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について 日程第21 議案第92号 若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定につい 7 日程第22 議案第93号 若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定につい

議案第77号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ

日程第 6

日程第23 議案第94号 若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健

康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について

日程第24 議案第95号 若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の 指定について

日程第25 請願第 2号 国に「消費税増税中止を求める意見書」を提出すること を求める請願書

(午前 9時19分 開会)

○議長(原田進男君)

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成30年第5回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、条例の改正のほか、平成30年度各会計の補正予算、指定管理者の指定などが主なものであります。議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

さて、早いもので、ことしも1年を締めくくる師走を迎えました。1年を振り返りますと、三方五湖PAスマートインターの開通、福井国体の開催、年縞博物館のオープンなど、明るい話題もありました。一方では、大雪に始まり、地震や台風、集中豪雨といった自然災害が各地で多く発生した年でもありました。長期予報では、暖冬との予報も出ていますが、雪への備えも必要かと思っております。年末にかけて何かと慌ただしくなりますが、議員各位には、健康には十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、14名です。定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成30年第5回若狭町議会定例会を開会します。

町長より、発言を求められておりますので、これを許します。森下町長。

○町長(森下 裕君)

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年第5回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、 議員の皆様には極めてお忙しいところ、全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

月日がたつのは早いもので、ことし最後の月を迎えることになりました。12月1日には、三方湖の冬の風物詩であります「たたき網漁」の初漁も行われ、いよいよ冬の訪れを感じております。ここで、ことし1年を少し振り返ってみたいと思います。

ことしは、3月の施政方針でも申し上げましたとおり、若狭町にとりまして追い風になるようなことが数多くありました。先ほども議長からもお話がございましたように、まずは福井しあわせ元気国体の開催に始まり、福井県の年縞博物館のオープンや縄文ロマンパークのリニューアル、そして、西浦地区では、旧岬小学校を改修して整備いたしました「みさき漁村体験施設 みさきち」のオープン、さらには、鯖街道熊川宿での空き家を活用したシェアオフィスやミュージアムなど、民間活力による新たなにぎわい創

出の取り組みなどもありました。

加えて、かねてから建設が進んでおります県営河内川ダムにつきましては、今週から 試験湛水を開始しております。これは、試験的にダムに水をため、ダムの安全性を確認 するもので、来年5月末ごろまでを予定しております。この過程を経て、来年度のダム 完成を目指し、現在、整備が進められております。長年の町民の悲願でもありましたこ の一大プロジェクトの完成がいよいよ目の前に迫ってきております。今ほど説明させて いただきました、このようなさまざまないい流れを、来年以降にもつなげてまいりたい と考えております。

また、先月29日には、町が設置しております若狭町行財政改革懇談会から、行財政 改革に関する提言書をいただきました。

この提言書では、行財政改革につきましては、行政側だけでなく、地域住民が一丸となって取り組んでいくことが重要であるとしており、今後も町のさまざまな施策に対しまして、皆さんの御理解、御協力をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。さて、本定例会に提案いたします案件は、条例関係が6件、一部事務組合の規約の変更や共同設置の廃止、また、町の総合計画の策定に関する案件、そして、補正予算につきましては、平成30年度若狭町一般会計補正予算、特別会計、企業会計、合わせて8件、さらには、指定管理者の指定に関する案件5件をお願いいたしております。

議員各位におかれましては、十分御審議をいただきまして、妥当なる御決議を賜りますようにお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

~日程第1 会議録署名議員の指名について~

○議長(原田進男君)

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番、坂本 豊君、7番、今 井富雄君を指名します。

~日程第2 会期の決定について~

○議長 (原田進男君)

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間にしたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、平成30年度8月分から10月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、教育厚生常任委員長から提出された委員派遣承認申請については、議長において許可しましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、中村副町長、 玉井教育長、谷口総務課長ほか各担当課長の出席を求めております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

~日程第3 議案第74号から日程第8 議案第79号~

○議長 (原田進男君)

次に、日程第3、議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」から日程第8、議案第79号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第74号から議案第79号までの6議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第74号「若狭町使用料条例の全部改正について」でありますが、本案は、 受益者負担の観点から、施設使用料の適正な徴収を実施することに伴い、利用者にわか りやすい料金体系としたいため、条例の改正が必要になりますので、この案を提出する ものであります。

次に、議案第75号「若狭町職員の自己啓発等休業に関する条例及び若狭町水道法施行条例の一部改正について」でありますが、本案は、学校基本法の一部改正に伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第76号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第77号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部 改正について」でありますが、これらの案につきましては、平成30年8月10日に出 されました人事院の勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当及び一般職の職員の給料の改定を行うため、提出するものであります。

次に、議案第78号「若狭町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でありますが、本案は、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第79号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設条例の一部改正について」でありますが、本案は、今後の運動器具更新を控え、利用料金を改定したいため、 条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

以上、6議案につきまして説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議 を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろ しくお願いいたします。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の6議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております6議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表の とおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

~日程第9 議案第80号及び日程第10 議案第81号~

○議長 (原田進男君)

次に、日程第9、議案第80号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」及び日程第10、議案第81号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃止について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第80号及び議案81号の2議案につきまして、提案理由の説明を申 し上げます。

議案第80号「若狭広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」でありますが、本案は、平成31年4月1日から、若狭広域行政事務組合において、障害支援区分認定に係る審査判定業務を共同処理するため、若狭広域行政事務組合規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第81号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置の廃止について」でありますが、本案につきましては、今ほど申し上げましたとおり、来年4月1日から、若狭広域行政事務組合において、障害支援区分認定に係る審査判定業務を行うことから、小浜市、高浜町、おおい町及び若狭町における若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置を廃止することについて協議したいので、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~日程第11 議案第82号~

○議長 (原田進男君)

次に、日程第11、議案第82号「第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策 定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第82号「第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画の策定について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、若狭町の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、総合的かつ計画的な行政 運営の指針となる第2次若狭町総合計画基本構想及び基本計画を策定するため、この案 を提出するものであります。

以上、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表の とおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~日程第12 議案第83号から日程第19 議案第90号~

○議長(原田進男君)

次に、日程第12、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」から日程第19、議案第90号「平成30年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」までの8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第83号から議案第99号までの8議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第83号「平成30年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,145万7,000円を追加し、予算の総額を104億4,920万2,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、町税が439万5,000円の増額、分担金及び負担金が308万4,000円の増額、県支出金が1,323万円の増額などとなっております。

歳出につきましては、まず、人件費につきまして、人事異動による職員の配置及び人 事院勧告に基づく給与等の改正による調整により、一般会計全体の人件費で、996万 2,000円の増額となります。

人件費以外の歳出の主なものにつきましては、総務費では、知事・県議会議員選挙費に713万9,000円、民生費では、パレア若狭管理事業に140万円、農林水産業費では、農地集積集約化対策事業に600万円、土地改良事業に149万3,000円、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業に400万円、林道点検診断事業に196万円、また、土木費では、道路新設改良全般事業に190万円、急傾斜地崩壊対策事業に150万円などを計上しております。

次に、議案第84号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万4,000円を追加し、予算の総額を19億4,196万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金が36万4,000円の増額となっております。 歳出につきましては、総合保健施設事業が36万4,000円の増額、また、基金積 立金が122万円の減額、そして、一般被保険者保険税還付金が122万円の増額となっております。

次に、議案第85号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万円を追加し、予算の総額を1億9,235万1,000円とするものであります。

歳入では、事務費繰入金、歳出では、一般管理費にそれぞれ13万円を計上するものであります。

次に、議案第86号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額は変わらず、歳出におきまして、総務管理費を569万9,000円の減額、そして、医療機械器具費で75万1,000円、積立

金で494万8、000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第87号「平成30年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ119万円を減額し、予算の総額を19億6,397万円とするものであります。

介護保険事業勘定におきまして、歳入の主なものでは、国庫支出金が210万円の増額、繰入金が348万8,000円の減額などとなっております。

歳出の主なものにつきましては、総務費が148万7,000円の減額、地域支援事業費が29万7,000円の増額などとなっております。

次に、議案第88号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ421万2,000 円を追加し、予算の総額を4億2,027万1,000円とするものであります。

歳入では、下水道基金繰入金、歳出では、農業集落排水施設管理費にそれぞれ421 万2,000円を計上するものであります。

次に、議案第89号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」でありますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ300万円を減額し、予算の総額を5億2,740万6,000円とするものであります。

歳入では、公共下水道事業費負担金、歳出では、公共下水道施設建設費をそれぞれ3 00万円減額するものであります。

次に、議案第90号「平成30年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)」でありますが、まず、収益的支出におきまして、営業費用の総係費を1,058万6,000円減額し、予備費を1,058万6,000円増額するものであります。また、資本的収入におきまして、企業債を8,000万円計上するものであります。

以上、8議案につきまして説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議 を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願 いたします。

○議長 (原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の8議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております8議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております8議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

~日程第20 議案第91号及び日程第21 議案第92号~

○議長 (原田進男君)

次に、日程第20、議案第91号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」及び日程第21、議案第92号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

〇町長(森下 裕君)

それでは、議案第91号を説明する前に、ちょっと訂正が1カ所あるようでございますので、お許しをいただきまして、お話を申し上げたいと思います。

私、先ほど申し上げました提案理由の中で、議案第83号から議案第90号というのが正解でございました。どうも議案第99号という言葉を使ったようです。この場でおわびして訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、議案第91号「若狭町観光交流センターの指定管理者の 指定について」及び議案第92号「若狭町観光ホテル「水月花」の指定管理者の指定に ついて」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら議案につきましては、それぞれの施設において、指定管理の期間が今年度末で満了いたしますので、平成31年度からの指定管理の相手方の指定に関する議案を提出させていただいております。

指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、若狭町観光交流センターを一般社団法人若狭三方五湖観光協会に、若狭町観光ホテル「水月花」を有限会社せくみ屋に指定させていただきたいと考えております。

以上、2議案につきまして、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 (原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

~日程第22 議案第93号~

○議長(原田進男君)

次に、日程第22、議案第93号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定 について」を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の除斥の規定により、熊谷勘信君の退場を求めます。

(2番 熊谷勘信君退場)

○議長 (原田進男君)

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第93号「若狭町高齢者等活動支援施設の指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

この議案につきましては、同じく指定管理の期間が今年度末で満了いたしますので、 平成31年度からの指定管理者の相手方の指定に関する議案を提出させていただいております。

指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、若狭町高齢者等活動支援 施設を特定非営利活動法人世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会に指定させてい ただきたいと考えております。

以上、十分なる御審議を賜り、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、 提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表の とおり、教育厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

熊谷勘信君の入場を許可します。

(2番 熊谷勘信君入場)

~日程第23 議案第94号及び日程第24 議案第95号~

○議長(原田進男君)

次に、日程第23、議案第94号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町 国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」及び日程第24、議案第9 5号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」の2議案 を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第94号「若狭町国民健康保険介護サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスの指定管理者の指定について」及び議案第95号「若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設の指定管理者の指定について」の2議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、同じく指定管理の期間が今年度末で満了いたしますので、平成31年度からの指定管理の相手方の指定に関する議案を提出させていただいております。

指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、若狭町国民健康保険介護

サービス施設及び若狭町国民健康保険生活支援ハウスを社会福祉法人若狭町社会福祉協議会に、また、若狭町国民健康保険軽体操機能訓練施設をミズノスポーツサービス株式会社に指定させていただきたいと考えております。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(原田進男君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、教育厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

~日程第25 請願第2号~

○議長(原田進男君)

次に、日程第25、請願第2号「国に「消費税増税中止を求める意見書」を提出する ことを求める請願書」についてを議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。

議案審査のため、あす5日から9日までの5日間を休会したいと思います。これに御 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (原田進男君)

異議なしと認めます。よって、あす5日から9日までの5日間を休会することに決定 しました。 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。 本日は、これをもって散会します。

(午前 9時59分 散会)